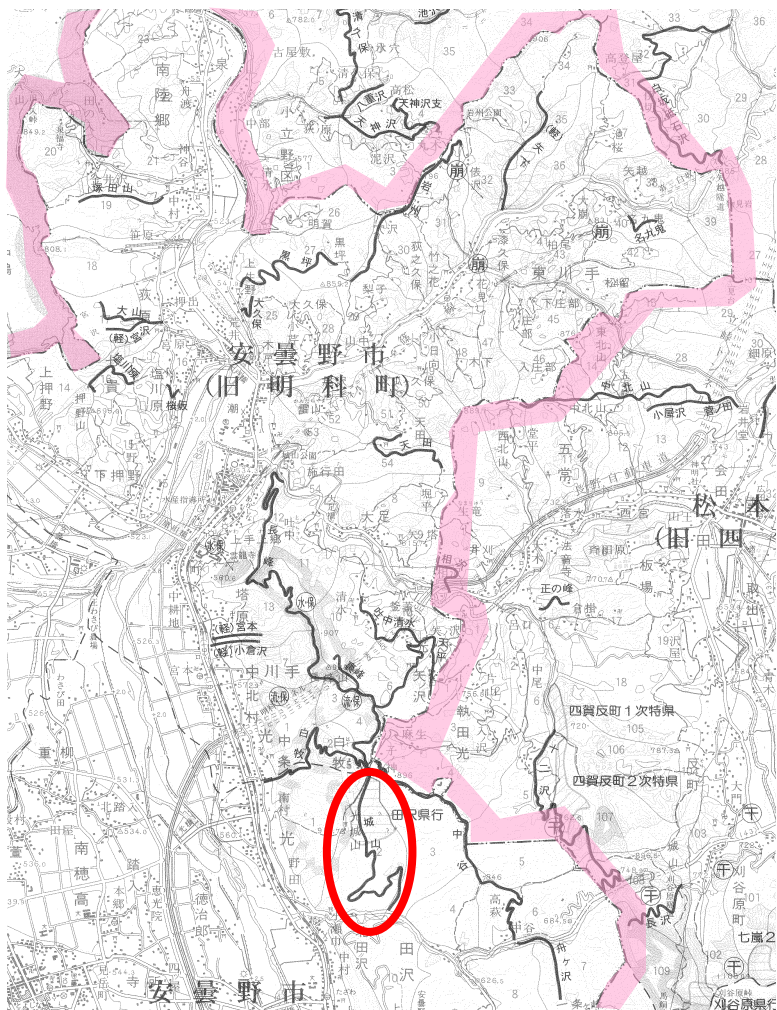


安曇野市東山地区 林道



安曇野市土木工事（林道）共通仕様書

- 1 安曇野市の林道工事を施工するにあたって、請負人、現場代理人、主任技術者等は工事に関する以下の図書について熟知し、その記載の規定によるものとする。
 - (1) 長野県林業土木工事共通仕様書（長野県林務部）
 - (2) 長野県林道土木工事施工管理基準（長野県林務部）
 - (3) 長野県土木工事現場必携（長野県）
 - (4) 治山林道必携（日本治山治水協会・日本林道協会）
 - (5) その他長野県林務部が工事を実施するにあたり通知通達した規定等

- 2 設計図書の記載と上記図書の規定が異なる場合は、監督員と協議のこと。

- 3 安曇野市の土木（林道）工事積算は、長野県標準歩掛により積算されているので、施工方法、施工機械等はその趣旨を理解して施工するものとする。

- 4 図面に記載のない事柄のうち、工事目的物の性能、品質に係るものは監督員と協議のうえ、了解を得て施工するものとする。

- 5 現場代理人は現場に常駐するとき「現場代理人」の腕章をつけること。

- 6 工事現場周辺に設置すべき現場小屋及び仮設トイレは次による。
 - (1) 現場小屋は 500 万円以上の工事又は工期 3 日以上工事
 - (2) 仮設トイレは工期 1 日以上工事

- 7 個別工種の施工条件については、工事ごとの「施工条件明示事項」による。

- 8 建設業法（昭和 24 年 法律第 100 号）及び 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 法律第 127 号）の規定に基づく施工体制台帳の作成・提出等、適正な施工体制の確保を図ること。

施工条件明示事項

工事名： 令和5年度 市単林道城山線舗装復旧工事

箇所名： 安曇野市豊科田沢

工事の実施にあたっては、指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とする。

1 工事内容

工事概要：金抜き設計書のとおり

2 工期関係

工期は、契約日より **令和6年3月22日** ~~開~~までとする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

3 工程関係

本工事に際し、適切な工程を計画すること。

また、周辺住民、地域関係者に対しては通知・連絡等を必ず実施し周知することとする。

4 用地関係

(1) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立ち会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。

(2) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し了解を得たうえで着工しなければならない。

(3) 請負者側で必要な用地の借用、及びこれに伴う諸手続については、請負者側で対応すること。
特に「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課、市農業委員会等と調整すること。

(4) 工事に伴い、工事箇所に隣接する土地の境界杭や構造物が支障となる場合は、直ちに監督員と協議し、物件所有者との調整を図ること。

5 周辺環境保全関係

(1) 建設機械は排出ガス対策型機械使用を原則とする。**別紙-1『排出ガス対策型機械』**のとおり。

(2) 現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処置すること。(工事着手前に写真撮影しておくこと)

(3) 特に住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は速やかに対処すること。

6 安全対策関係

(1) 請負者は労働災害、公衆災害防止に努めなければならない。

(2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回(半日)以上実施することとする。
なおこの計画を施行計画書に記載するとともに、しゅん工時に開催日、内容、出席者などが確認できる資料と実施状況写真を提出すること。

(3) 交通安全施設については、下記により実施することを原則とする。

- ・仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
- ・車道部分に接し、車など飛び込みの恐れのある場合はガードレール・視線誘導板、回転灯等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮のこと。

~~(4) 工事区間が通学路の場合は、教育委員会、学校と協議の上、通学する児童・生徒の安全対策を十分配慮した施工方法、工程計画、交通管理等を行うこと。~~

7 工事用道路関係

(1) 工事用道路関係

一般道路を使用する場合 公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理、日常点検を十分に行い、周辺環境に十分配慮して、事故・環境悪化・苦情がないようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、請負者の責任において速やかに原形復旧すること。

(2) 工事に関する看板

本工事にて設置する看板（工事看板、交通規制標示看板、工事予告看板、バリケード等）については以下のとおりとする。

- ① 運転者の視界の妨げにならぬよう設置すること。（特に宅地等から出る車両について注意。）
- ② 看板の内容が運転者にわかるよう製作、設置すること。
- ③ 不要になった看板等は速やかに撤去すること。
- ④ 常に現場の状況と看板の内容が合っていること。
- ⑤ 請負者の名前が入っているものを使用すること。
- ⑥ 反射式のものを使用するなど、夜間もその存在がわかるようにすること。
- ⑦ 国道利第37号・国道国防第205号「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」平成18年3月31日 道路局 通達 に伴う「新しい工事標示板」を使用すること。

(3) 通行規制

通行規制を行う場合は、その予告を14日前に前項に基づき標示すること。また道路通行制限及び道路使用等通行規制に関する届出は請負者にて行うものとする。

また、迂回路の案内を適切に現地に標示すること。

(4) 過積載防止関係

- ① 対策について、施工計画書（施工方法）に具体的に記載すること。
- ② 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。
- ③ 工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - 四 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - 五 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける時、過積載を助長することのないようにすること。
 - 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加

入者の使用を促進すること。

八 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

~~(5) 除雪~~

~~当工事にて道路通行制限願を提出した場合、その期間及び区間は安曇野市の除雪区間から除外される。その期間及び区間についての除雪は請負者にて行うこととする。除雪詳細は、安曇野市都市建設部 建設課より通知される。~~

(6) 沿線の土地利用者への配慮

施行区間、交通規制区間においては、沿線土地の利用について配慮すること。(店舗、住宅、田、畑、事業所等の利用)

8 仮設備等還啓

(1) 請負者に起因する工期延長等にもなう、仮設材の損料又は賃料期間の設計変更は原則として行わない。

9 残土・廃棄物関係

(1) 本工事の施工において生じる産業廃棄物及び発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。

なお、請負者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。

(2) 建設発生土

受入場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項
安曇野市内	指定処分		

距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。

(3) 特定建設資材 (建設リサイクル法)

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等				
アスファルト塊		再利用	処理工場名	明科建材(株)		距離 8.0 km	
			数 量	484 t ・ 206 m ³			
			直接工事費	処分費 968,000 円	運搬費 722,854 円		
コンクリート塊	無筋 Co	再利用	処理工場名			距離 km	
			数 量	t			
			直接工事費	処分費 円	運搬費 円		
	鉄筋 Co	再利用	処理工場名			距離 km	
			数 量				
			直接工事費			円	
	二次製品	再利用	処理工場名			距離 km	
			数 量	t ・ m ³			
			直接工事費	処分費 円	運搬費 円		
建設資材木材			処理工場名			距離 km	
			数 量	t ・ m ³			
			直接工事費	処分費 円	運搬費 円		

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
		木くず（抜根・伐採材）	再利用	処理工場名
数 量	m ³			
直接工事費	処分費 円			運搬費 円
汚 泥		処理工場名		距離 km
		数 量	t ・ m ³	
		直接工事費	処分費 円	運搬費 円
その他（金属くず他）		処理工場名		距離 km
		数 量	t ・ m ³	
		直接工事費	処分費 円	運搬費

建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記(3)(4)明示金額より低額の場合は設計変更対象とする。

(5) 建設副産物の運搬・処理について

ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。

イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。

ウ 下請業者が建設副産物を運搬・処理を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。

エ マニュアルにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニュアルト（A、B2、D、E表）の（写）及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。

オ 請負者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項

・記載事項

※該当するものを選択する

処理方法※	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処 分 先 (業 者)	業 者 名 住 所			許可番号	
運 搬 委 託 先 (委託の場合)	業 者 名 住 所			許可番号	
そ の 他	資源化の方 法など				

・添付書類

ア 処理先の許可書の写し及び（収集運搬を委託する場合）収集運搬業者の許可書の写し

イ 請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し

ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート

(6) 再生資源利用等計画書、実施書の提出

ア 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出する。

イ しゅん工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、提出する。

ウ 作成は、指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力されたFDを添付する。

エ 対象は量の多少にかかわらず発生する工事の全てとする。ただし、小規模な維持工事を除く

オ（参考）リサイクル法で定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書	次のような建設資材を搬入する建設工事 1 土砂 1,000m ³ 以上 2 砕石 500t 以上 3 加熱アスファルト混合物 200t 以上
再生資源利用促進計画書	次のような指定副産物を搬出する建設工事 1 土砂 1,000m ³ 以上 2 コンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材 合計 200t 以上

一定規模：特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する工事で、請負代金額が500万円以上のもの

特定建設資材：①コンクリート②コンクリート及び鉄から成る建設資材
③木材④アスファルト・コンクリート

(7) 残土処理については、作業状況の写真に加え、処分量がわかる資料（1箇所であれば、幅・長の分かる写真、数カ所であれば、一覧表を作り運搬業者からの伝票）を添付する

10 工事支障物関係

- ~~(1) 既設公共下水道のマンホール高調整については、監督員および安曇野市上下水道部下水道課下水道整備担当と協議すること。~~
- ~~(2) 公共基準点が支障となる場合は監督員と協議すること。また、請負者の負担により測量士の資格を有する者が復元するよう手配すること。（基準点紙は市支給）~~
- (3) 上記のほか着手前に調査し、工事にて支障となる物件がある場合は事前に監督員と協議すること。
- (4) 工事にて支障を与える可能性があるものについては、その権利者にその旨を申し出ること。

11 品質及び技術管理関係

- (1) 建設資材の品質記録保存
土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出する。
- (2) 工事カルテ作成、登録について
請負者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、着手届提出時に「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。また、登録を行い発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出する。提出期限は、以下のとおりとする。
 - ・受注時登録の提出期限は、契約締結後10日以内とする。
 - ・完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。
 - ・施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内とする。
 なお、竣工（完了）時登録済データに対して、訂正（削除）をする場合は、発注者の確認印を押印した発注機関確認書が必要になります。
- (3) 建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として、建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインしたQC版を入れる。
- (4) コンクリート品質管理の取扱いについて

ア コンクリート担当技術者の配置

- ・請負者は、50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示する。
- ・同技術者は、現場代理人との兼務は不可である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は、兼務が可能である。

イ 責任分界点からの請負者が行う品質管理

請負者は「責任分界点」から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託した場合には、その全てに立ち合うとともに、その記録及び写真を竣工成果品として提出するものとする。なお、上記において立会の証としてコンクリート担当技術者が必ず写真に写っているものとする。

ウ 生コン納品書（伝票）の扱い

- ・生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。
- ・納品書には、工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。

(5) 技術管理費には、トンネル・橋梁・砂防・その他指定した構造物に関して、マイクロフィルム製作費（2本）、縮刷製本費（3部）が含まれているのでこれらを実施すること。

(6) 工事に使用する材料の承認

工事で、使用する材料は「材料承認願い」を提出して承認を得ること。

1.2 各種調査・試験に対する協力

(1) 「土木工事共通仕様書」1-1-17にもとづき、発注者が自ら又は、発注者が指定する第3者が行う下記調査等及び試験に対して、協力しなければならない。

ア 公共事業労務費調査

- ・正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。また、工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

イ 諸経費動向調査

ウ 施工合理化調査（歩掛実態調査）

- ・施工合理化調査に該当となった工種については、発注者から指示があるとともに、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

1.3 その他

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

一 建設業法（昭和24年 法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年 法律第127号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。

三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者

または同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四 一、二、及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金制度について

一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、建設業者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由および共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

四 建設業者は三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合または請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

六 建退共制度に加入せず、または共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、入札等において考慮することがある。

七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等の構造改善対策にも配慮する

(6) 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況については、別紙ー2『高度技術等』により提出できる。

(7) 暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出する。

(8) 関係機関・自治体等との近接協議

関係機関等	事項	制約内容	時期
安曇野市 教育委員会	小中学校の通学路 確認	関係機関指導のもと	契約後即対応のこと。 また、工期内とする
保育園	保育園バスの確認	上記と同様	上記と同様
下水道課 維持管理担当 (豊科総合支所内)	下水道MH高さ調整 をする場合	上記と同様	上記と同様
下水道課 維持係 (豊科総合支所内)	掘削深さ 本管H=120cm以上 取出管H=60cm以上	上記と同様	上記と同様

	の場合		
地域支援課 生活環境係 収集運搬業者	ごみ収集運行確認 集積所の確認	上記と同様	上記と同様
地元区長 地元市議会議員	工事内容、工事期 間、迂回路などの 説明	上記と同様	契約後即対応のこと
工事区間内住民	上記と同様	関係機関指導のもと(ただし、無 理難題が出される場合には、丁寧 に断ることも必要であり、監督員 との協議をすること。特に工事金 額に関わりそうなことは忘れず に協議すること)	契約後即対応のこと。 また、工期内とする
工事区間内農地 所有者又は管理 者及び工事区間 への様々なもの の搬出、搬入など	稲刈り時期、その 他収穫時期、工事 の進捗及び耕作上 支障となることの 協議	上記と同様	上記と同様
周辺店舗、事業所 など	駐車場、案内看板 などの協議	関係機関指導のもと(ただし、無 理難題が出される場合には、丁寧 に断ることも必要であり、監督員 との協議をすること。特に工事金 額に関わりそうなことは忘れず に協議すること)	上記と同様
その他	必要に応じて対応 すること	上記と同様	苦情、要望など後即対 応すること。また、工 期内とする

(10) 生コンクリートをはじめとして、主要な材料は管内工場の価格により積算しているため、これらを管外から搬入する場合は、協議すること。

(11) 不正改造ダンプトラックの排除について (別添資料1)

1.4 個別事項

—

1.5 参考資料

別紙-3 『土木工事における提出書類一覧表 及び チェックリスト』

別紙-4 『土木工事写真撮影（例）一覧表』

別紙-5 『施工計画書チェックリスト』

排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付 建設省経機発第249号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行ない、監督員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用する機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタシャベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

別添様式

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		請負者名	
項 目	評価内容	備 考	
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模		
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事	
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用	
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象条件の影響 地すべり、急流河川、潮流等、動植物等	
	<input type="checkbox"/> 周辺環境等、 社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚染等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理	
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応	
<input type="checkbox"/> 創意工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け		
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	<input type="checkbox"/> 品質関係		
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係		
	<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

1. 該当する項目に□に レ点マーク記入

土木工事における提出書類一覧表 及び チェックリスト

■契約後提出書類

種 類	内 容	頻 度	確認
1 着手届		契約毎	
2 工程表		契約毎	
3 現場代理人、主任（監理）技術者の通知	技術者経歴書の添付 資格証の写し添付	契約毎	
4 技術者報告書	2,500万円以上の工事	契約毎	
5 監理技術者の資格証の写し	下請金額3,000万円以上になる場合	契約毎	
6 社会保険証の写し	現場代理人、主任技術者及び監理技術者のもの	契約毎	
7 建退協掛金収納書の提出	800万円以上の工事では契約後1ヶ月以内に提出する。	契約毎	
8 工事カテの提出	工事金額が500万円以上の場合、着手届提出時に登録前の工事カテを監督員が確認し、契約後10日以内にJACIC（（財）日本建設情報総合センター）のCOLSYSシステムへ登録。その「工事カテ受領書」の写しを提出する。	1回	
9 下請負人通知書	下請契約がある場合は、その金額にかかわらず報告すること。（下請の理由を明確に記入）	必要回数 契約毎	各写しを協議書に添付すること。 （契約書・請書等、下請業者の資格証、下請現場責任者の資格証等）
10 施工体制台帳及び施工体系図	下請契約がある場合には、全ての工事において作成し提出する。		
11 前金払請求書	請負業者において前払い金が必要な場合	1回	
12 その他	発注者及び請負業者で必要なもの	必要回数	

■工事着手前提出書類

種 類	内 容	頻 度	確認
1 工事施工計画書	詳細は別紙	契約毎	
2 工事施工協議書	起工測量結果表等	工事着手後直ちに工事測量を行い、結果を監督員に提出する。	契約毎
	予想出来型展開図	設計図書を基に起工測量結果を考慮して予想出来形展開図を作成する。（発注図面の利用及び舗装面積展開図）	契約毎
	材料承認願	コンクリート二次製品、生コンクリート、アスファルト合材、骨材、その他工事に使用する全ての材料（必要な試験結果は契約日前6ヶ月以内であること）	契約毎
	図面との不一致協議		必要回数
	周辺調査・地下埋設物調査・その他各種事前調査資料など		契約毎
3 その他	監督員の指示するもの。	必要回数	

■工事中提出書類

種	類	内 容		頻 度	確認
1	工事施工協議書	協議事項		必要回数	
		材料承認願い	変更に伴う材料 (例)使用合材及び使用骨材等の変更など。	必要回数	
		予想出来型展開図	構造物の変更または舗装面積の増など。	必要回数	
2	技術者等変更通知書	現場代理人、主任技術者等の変更	技術者経歴書、資格証、社会保険証の写し添付。	必要回数	
3	工期延長申請書	請負者の責により工期延長する場合	変更工程表の添付(赤黒対象)	必要回数	
4	監督員指示書	監督員の指定するもの		必要回数	
5	工事変更施工計画書	施工延長の変更、技術者等の変更、工期変更及び下請に変更があった場合		変更毎に	
6	施工体制台帳及び施工体系図	下請契約に変更が生じた場合及び追加が生じた場合は提出する。	各写しを協議書に添付すること。	契約毎	
7	事故報告書	事故があった場合		必要回数	
8	完成時点予想出来形展開図	平面図・縦断図・舗装展開図・雑工関係		80%出来形時	
9	工事カルテの提出(変更時)	請負代金 500 万円以上。なお、登録期限は変更契約時から 10 日以内とする。ただし、しゅん工時登録と変更時登録の間が 10 日以内であれば、変更時登録を省略し、しゅん工時に登録することが出来る。	写しを協議書に添付すること	変更契約毎	
10	検査記録票 (段階確認用)	監督員が指定した場合には提出すること。		必要回数	
11	出来形確認申請書	請負業者において部分払いが必要な場合	業者→発注者	部分払を請求する回数は、安曇野市財務規則第 137 条による。	
12	出来形検査結果通知書		発注者→業者		
13	部分払請求書		業者→発注者		
14	現場休業届	工期の間 5 日以上休む場合		必要回数	
15	その他	監督員の指示するもの。		必要回数	

■工事完成時提出書類

種	類	内 容		頻 度	確認
1	工事カルテの登録(しゅん工時)	請負代金 500 万円以上。登録期限はしゅん工日から 10 日以内とする。	写しを添付すること。竣工検査までに必ず提出する。技術データ登録内容の写し添付。	しゅん工時	
2	しゅん工届			しゅん工時	
3	請求書			しゅん工時	

■しゅん工書類

種	類	内	容	確認
1	目次	書類整理順に目次を作成する。		
2	経緯表	施工協議書の受け渡し内容、指示書などを日付順にまとめる。		
3	施工協議書	発注者側からの協議書(指示書)、受注者側からの協議書を日付順にまとめる。		
4	実施工程表	計画を黒線、実施を赤線で表記する。		
5	工事記録簿(工事日誌)	工期中は空白を作らず、計画・準備・書類整備等も記入。		
6	監督日誌	日付順にまとめ、日誌にも記録する。		
7	検査記録表	工事写真と照合出来ること。		
8	使用材料集計表・対比表	設計数量と使用数量を記入し対比する。		
9	各種材料受払簿	品目毎に一欄とし、着手からしゅん工まで通しとする。 集計欄は月毎に小計、2ヵ月より累計、しゅん工月には合計を記入。		
10	使用材料伝票類	生コン伝票以外(11-(4)参照)の使用材料全て(しゅん工書類とは別冊で提出、検査終了年度から5年間会社保管)		
11	交通整理員集計表	伝票を集計したものを添付する。(使用材料伝票類と一緒に綴り検査終了年度から5年間会社保管)		
12	100%出来形展開図	平面図・縦断図・舗装展開図等(工事完成時の設計寸法を()の中に記入し、実測寸法を()の外に記入する。)		
13	材料試験結果	埋戻材(発生土・砕石)密度・アスファルト(厚さ・密度・平坦性)・コンクリート等		
14	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	計画書は当初施工計画書に写しを添付し、実施書は媒体(FD)を添えて写しを提出する。		
15	産業廃棄物処理表	A、B2、D、E表の写しを最初、中間、最終を提出すること(原本は検査終了年度から5年間会社保管)		
16	社内検査資料	書類・現場検査時の写真及び検査記録表等添付。		
17	安全教育資料	実施状況写真や安全教育資料を提出。		
18	過積載防止対策	施工計画に基づいた実施状況写真を提出。		
19	残土処理	土捨場の状況写真、土量計算書を提出。		
20	創意工夫	実施状況写真・資料を提出。		
21	工事写真	着工前、竣工、品質管理、工種別状況、その他の順番で綴る。		
22	舗装コア	検査時に持参。(検査終了年度から5年間会社保管)		
23	その他	監督員が指示するもの。		

※補助事業については、10年間会社保管とする。

土木工事写真撮影（例）一覧表

デジタルカメラ使用可、プリントについては写真専用紙又は光沢紙を使用すること。（普通紙は不可）

区 分	工 種	写 真 管 理 項 目			備考	
		撮影項目	撮影時期	提出頻度		
着工前・完成	着工前	全景(始点から終点に向かって及び終点から始点に向けて撮影) 施工延長に応じた必要なポイント	着工前	着工前各1回		
	完成	着工前と同じ	完成後	完成後各1回		
土 工 ※状況写真は、位置がわかるように背景を入れて撮影する。	掘削	掘削状況	施工中			
		掘削深さ	床掘完了後			
		掘削幅				
	床均し	床均し状況	施工中			
	発生土処分	積込み状況	積込み中			
		過積載の確認				
		処分状況 (仮置場含む)	積卸し	処分地及び仮置場が異なる毎に1回の撮影とし、着工前各1回、完成後各1回		
			整地中			
	整地後					
	基礎工	施工状況	施工中			
		転圧状況				
		厚さ・幅	基礎工完了後			
	埋戻し	埋戻し及び投入状況	施工中			
		締固め状況				
1層毎の厚さ・幅		1層毎の発生土埋戻し完了後				
コンクリート工	型枠	施工状況	施工中			
		型枠寸法	設置完了後			
	打ち込み	打設状況	施工中			
	出来型	構造物寸法	完了後			
鉄筋工	鉄筋工	施工状況	施工中			
		鉄筋配置寸法	完了後			
二次製品布設	基礎工	施工状況	施工中			
		転圧状況				
		厚さ・幅	基礎工完了後			
	捨コン基礎	型枠施工状況	施工中			
		型枠寸法		設置完了後		
		打設状況	施工中			
		厚さ・幅	捨コン完了後			
	敷モルタル	施工状況	施工中			
		厚さ・幅	敷モルタル完了後			
	布設工	布設状況	施工中			
施工後						
その他の構造物	全ての工種	施工状況	施工中	特に埋設されるものは必要以上に写真を残すこと		
		完成状況	施工後			

舗装工	舗装切断	切断状況	施工中			
		舗装取壊し	取壊し状況	施工中		
	積込状況					
	現況舗装厚の検測					
	路盤工	施工状況	施工中			
		転圧状況				
		整正状況	整正後			
		厚さ	整正後			
	表層工	幅	整正後			
		施工状況	施工中			
				転圧状況		
		整正状況	整正後			
	厚さ	整正後				
	共通仮設	仮設工	現場事務所等の設置状況	設置後	種類毎に1回	
仮設トイレの設置状況						
水替工		ポンプ設置状況	施工中	1 施工箇所毎に1回		
		排水状況（吐出先の状況）				
		形状寸法			ポンプ規格が異なる場合は都度1回	
安全施設		各種標識類の設置	設置後	種類毎に1回		
		各種保安施設の設置				
		監視員・交通整理状況	作業中	配置箇所毎に1回		
		夜間の安全施設の状況	施工中			
安全訓練の実施状況		実施中		実施毎に1回		
使用材料	使用材料	形状寸法	使用前	使用品目及び使用部材毎に1回		
		検査実施状況	検査時	検査毎に1回		
使用機械	使用機械		使用前	機械毎に1回		
品質管理	路床・路体	現場密度の測定	試験実施中			
		路盤工	締固め密度測定	試験実施中		
	ブルフローリング測定		試験実施中			
	アスファルト舗装（舗設現場）		温度測定	試験実施中	合材の種類毎に1回	
		密度試験				
		採取コア As 量抽出				
		粒度分析試験				
	コンクリート	スランプ試験	試験実施中	試験毎に1回		
		圧縮強度試験				
		塩化物含有量試験				
空気量測定						
その他	補償関係	被害又は損害状況等	発生時	その都度		
			対応状況後			
	環境対策	各施設設置状況	設置後	種別毎に1回		
	事前調査	樹木、ブロック塀、家屋のクラックなど	着工前	実施箇所毎に1回		
		地下埋設物調査	調査後	実施箇所毎に1回		
	建退協	建退協への加盟写真	実施中	1回		
	施工体制	施工体制図を掲げた写真	実施中	1回		
	安全教育	実施状況	実施中	実施毎に1回		
KY活動	実施状況	実施中	適宜			

※1 これはひとつの写真撮影例であり、工事現場ごと当該監督員と協議して決定すること。その際は、協議書を添えて協議すること。

※2 現場における黒板及びホワイトボードへ設計値及び実測値を記入すること。また、書類整備においても写真の横にある余白へ設計値及び実測値を記入すること。

※3 しゅん工書類には、区分毎及び測点毎にインデックスをつけること

施工計画書のチェックリスト 1 工事名：令和5年度 市単林道城山線舗装復旧工事

施工業者：

箇所名：安曇野市豊科田沢

項 目	内 容	指 示 事 項	確 認
◎施工計画書の内容（1～15）	起工測量後速やかに提出されているか。（協議書添付）		
1 工事概要（1）工事概要	工事名、工事箇所、工期、設計大要、主たる構造物の概要を記入。		
（2）工事内容	工種、種別、数量を記入。		
（3）予想出来型展開図	工事の内容を全項目と数量計算を記入。後日80%、100%の展開図として使用する。		
2 計画工程表（1）実施工程表	経済的な工程計画立案の趣旨に沿って計画し、しゅん工時には、実績工程表を赤黒対象で提出する。複数の工種ではネットワーク等の工程表も考慮する。		
3 現場組織（1）現場組織表	・工種毎の作業主任者を決め記入。（資格証明書のNO及びび写の添付） ・下請業者も含む組織の明示。		
（2）コンクリート担当技術者	打設量が50m ³ 以上の場合、設ける。		
4 安全管理（1）安全管理組織表	会社内のそれぞれの安全管理者の分担を記入。		
（2）作業前のミーティング	毎朝どのようなミーティングをするか記入。実施中の写真数枚撮っておくこと。		
（3）安全協議会の設置	協議会規約を添付。開催内容記入。		
（4）安全教育の実施	月1回の教育内容記入。新任者教育内容記入。写真整備。		
（5）公衆災害防止	現場近くの住民等を災害から守る施設を記入。		
（6）労働災害防止	作業員を災害から守るため落石、崩壊、転落防止のための施設計画を記入。		
（7）土石流に対する措置	土石流による労働災害防止のためのガイドラインにより記入。		
5 施工機械（1）機械使用計画	工事に使用する主要な機械名、規格、使用台数、作業期間等を実施工程表と対照し記入。機械名は、工種毎に記入し備考には主な作業内容を記入する。		
6 主要材料（1）材料搬入使用計画	あらかじめ工事材料の使用承認願いを提出し、承認を得た資材について使用計画を記入。工種別に材料、規格、数量、日程、購入先を記入する。		
7 施工方法（1）施工方法	平面図、展開図、標準断面図や簡略図により、工事の施工方法を具体的に記入。		
（2）施工順序と施工量	構造図の縮小版等を利用し、各工種毎の構造物の施工順序を具体的に記入。施工順序により施工量（日数）を計算して記入。		

(3) コンクリート打設計画	各構造物の打設計画を記入。コンクリートの養生方法についても具体的に記入。打継目処理計画、鉄筋の保管方法等。		
----------------	---	--	--

項 目	内 容	指 示 事 項	確 認
7-2 仮設計画 (1) 瀬直工及び排水工	現場に適合した計画を記入。(任意協議)		
(2) 仮設道路迂回路	最も合理的な計画で作成。(任意協議)		
(3) 仮設トイレ ・現場事務所配置	仮設トイレ・現場事務所の配置図作成。		
(4) その他	仮橋及び支保工等の強度計算書の添付。		
8 施工管理 (1) 出来型管理	工種、出来型管理項目、対象数量、測定頻度、測定数、管理測点を記入。		
(2) 品質管理	種別、品質管理試験名、対象数量、測定頻度、測定数、試験場所を記入。		
(3) 写真管理	工種、撮影項目、対象数量、撮影頻度、撮影数、撮影測点を記入。		
(4) その他	その他特殊構造物における出来高管理、品質管理、写真管理等は協議して記入。		
9 緊急連絡系統図	関係機関の連絡先を記入。(携帯電話等も記入)		
10 交通管理対策	現場内及び現場外の標識設置計画を平面図の縮小版又は略図に記入。「土木工事現場必携」参照。交通整理員の写真等。		
11 環境対策	工事現場の仮設物等について周辺環境との整合及び騒音、振動、汚濁、水質、水枯れ等を関係法令、条例の遵守について記載する。		
12 建設副産物	再生資源利用(計画・実施)書又は再生資源利用促進(計画・実施)書の提出。搬出先までのルート図添付(距離記入)		
13 過積載防止対策	対象を明示し、対策を具体的に記入。		
14 関係機関との協議	工事着手前に各関係機関と協議する事項又は処理方針、回答を記入。(電気、電話、上下水道、ガス、用水路、家庭配水管等) 写し添付。		
15 残土処理計画	位置図、平面図、縦横断面図を作成して残土可能量を算出し提出のこと。搬出先までのルート図添付。(距離記入)		

数量計算表

令和5年城山線舗装復旧工事

実施

数 量 調 書

種 別	細 別	形状寸法	計 算 式	設計数量	単位
擁壁工					
作業土工					
	床堀	小規模	「床堀埋め戻し体積数量計算表」参照	29	m ³
	埋戻し	小規模	〃	19	m ³
プレキャスト擁壁工					
	L型擁壁	H=1.75m L=2.00m	「平面・横断・構造図」参照	8.0	m
舗装工					
アスファルト舗装工					
舗装工	表層工	3.0m超 再生密粒度13F t=4cm	「舗装面積集計表」参照	4,369.3	m ²
	表層工	3.0m以下 再生密粒度13F t=4cm	〃	781.8	m ²
	上層路盤工	粒調碎石25mm以下 t=7cm	〃	19.9	m ²
	不陸整正	補足材料 29mm以上34mm未満	5151.1 - 19.9	5,131.2	m ²
道路付属施設工					
区画線工					
	区画線設置	(機・労のみ) 外側線	「区画線設置数量計算表」参照	3,830	m
	区画線設置	(材料費のみ) 外側線	〃	2,104	m

舗装面積等集計表

番号	測点名	延長	舗装面積	施工幅		舗装切断	外側線延長	備考
				3m超	3m以下			
1	BP ~ +21.4	20.7	97.64	97.64		12.4	41.4	
2	+100.0 ~ +113.0	13.0	26.00		26.00	30.0	13.0	右側
3	+127.8 ~ +133.0	4.6	9.20		9.20	8.6	4.6	右側
4	+157.0 ~ +294.0	137.0	486.08	409.38	76.70	47.0	235.0	
5	+300.0 ~ +369.0	68.4	288.56	288.56		24.2	136.8	
6	+442.0 ~ +455.0	12.1	82.68	82.68		11.3	24.2	
7	+509.0 ~ +536.0	26.3	65.75		65.75	57.6		中央
8	+554.0 ~ +565.0	11.0	58.30	58.30		10.6	22.0	
9	+584.0 ~ +593.0	9.0	37.80	37.80		8.4	18.0	
10	+595.0 ~ +603.0	8.0	19.90		19.90	12.9	8.0	舗装止
11	+624.0 ~ +675.0	51.0	306.65	306.65		10.6	102.0	
12	+739.0 ~ +778.0	38.4	193.88	193.88		45.8	38.4	左側
13	+806.6 ~ +829.0	22.4	52.64		52.64	26.4	22.4	左側
14	+842.0 ~ +904.0	62.0	264.60	264.60		10.8	124.0	
15	+911.0 ~ +933.0	22.0	88.00	88.00		30.0	22.0	右側
16	+955.0 ~ +979.0	24.0	129.70	129.70		10.0	48.0	
17	+1,037.0 ~ +1,057.0	20.0	84.10	84.10		9.0	40.0	
18	+1,110.0 ~ +1,172.0	62.0	297.66	297.66		65.8	124.0	
19	+1,207.0 ~ +1,223.0	16.0	101.60	101.60		12.6	32.0	
20	+1,258.0 ~ +1,274.0	16.0	78.10	78.10		9.8	32.0	
21	+1,319.0 ~ +1,340.0	21.0	127.85	127.85		12.1	42.0	
22	+1,372.0 ~ +1,388.0	16.0	32.00		32.00	36.0		中央
23	+1,414.0 ~ +1,418.0	4.0	8.00		8.00	8.0	4.0	右側
24	+1,433.0 ~ +1,475.0	42.0	187.60	187.60		9.1	84.0	
25	+1,493.0 ~ +1,514.0	21.0	101.85	101.85		9.6	42.0	
26	+1,546.0 ~ +1,550.0	4.0	8.00		8.00	8.0	4.0	右側
27	+1,556.0 ~ +1,566.0	10.0	44.00	44.00		8.8	20.0	
28	+1,609.0 ~ +1,613.0	4.0	19.60	19.60		9.8	8.0	
29	+1,629.0 ~ +1,632.0	3.0	14.70	14.70		9.8	6.0	
30	+1,653.0 ~ +1,660.0	7.0	14.00		14.00	18.0	7.0	左側
31	+1,672.0 ~ +1,685.0	13.0	52.00	52.00		8.0	26.0	
32	+1,787.0 ~ +1,796.0	9.0	36.90	36.90		8.2	18.0	
33	+1,804.0 ~ +1,809.0	5.0	20.00	20.00		8.0	10.0	
34	+1,831.0 ~ +1,835.0	4.0	15.40	15.40		7.7	8.0	
35	+1,844.0 ~ +1,903.0	59.0	176.80	69.80	107.00	52.4	75.0	
36	+1,908.0 ~ +1,915.0	7.0	35.35	35.35		10.1	14.0	
37	+2,029.0 ~ +2,051.5	22.5	117.18	117.18		32.5	45.0	
38	+2,080.0 ~ +2,106.0	26.0	82.75	60.75	22.00	19.0	41.0	
39	+2,165.0 ~ +2,218.0	53.0	233.05	185.05	48.00	30.3	90.0	
40	+2,225.0 ~ +2,238.0	13.0	53.50	53.50		8.2	26.0	
41	+2,402.0 ~ +2,410.0	8.0	32.00	32.00		16.0	8.0	右側
42	+2,650.0 ~ +2,681.0	31.0	158.10	158.10		9.4	62.0	
43	+2,907.0 ~ +2,931.0	24.0	52.45		52.45	28.0	24.0	右側
44	+2,975.0 ~ +3,000.0	25.0	70.25	20.25	50.00	24.1	30.0	
45	+3,012.0 ~ +3,030.0	18.0	99.60	99.60		11.2	36.0	
46	+3,056.0 ~ +3,069.0	13.0	22.10		22.10	16.4	13.0	左側
47	+3,087.0 ~ +3,122.0	35.0	152.90	152.90		8.9	70.0	
48	+3,205.0 ~ +3,253.0	48.0	190.30	190.30		51.7	96.0	
49	+3,337.0 ~ +3,349.0	12.0	34.50		34.50	29.2	12.0	左側
50	+3,355.0 ~ +3,371.0	16.0	41.00		41.00	30.0	16.0	左側
51	+3,458.0 ~ +3,472.0	14.0	56.00	56.00		22.0	28.0	
52	+3,625.0 ~ +3,650.0	24.4	45.55		45.55	27.9	24.4	右側
53	+3,716.0 ~ +3,730.0	14.0	21.00		21.00	31.0	14.0	左側
54	+3,786.0 ~ +3,799.0	13.0	26.00		26.00	30.0	13.0	左側
計		1,282.8	5151.12	4369.33	781.79	1,103.2	2,104.2	

区画線工の種類が1つのみの場合

入力セル

令和5年度林道城山線舗装復旧工事

リスト 番号	名称・規格・仕様	① 設計数量 (m)	② 日当たり標 準作業量 (m)	①/②	設計計上数量(m)		
					全ての費用	機・労のみ	材料費のみ
14	ペイント式 常温式 溶剤型 実線 15cm 未供用区間	2104.2	3,830	0.5494	-	3,830	2,104

区画線工の種類が複数ある場合

リスト 番号	名称・規格・仕様	① 設計数量 (m)	② 日当たり標 準作業量 (m)	①/②	α	設計計上数量(m)		
						全ての費用	機・労のみ	材料費のみ
計					0			

設 計 資 料

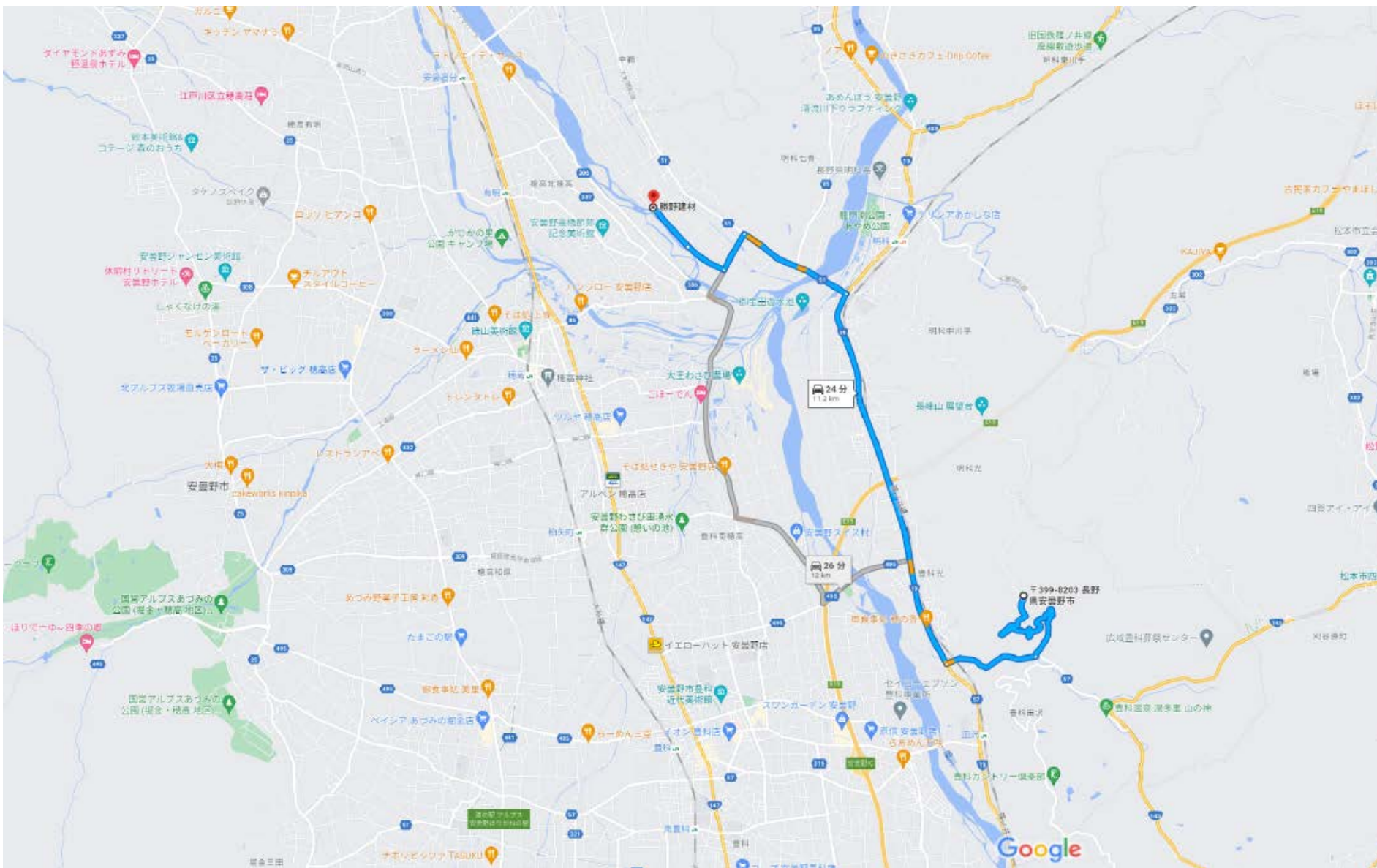
令和5年度 城山線舗装復旧工事

廃材処理費 比較表

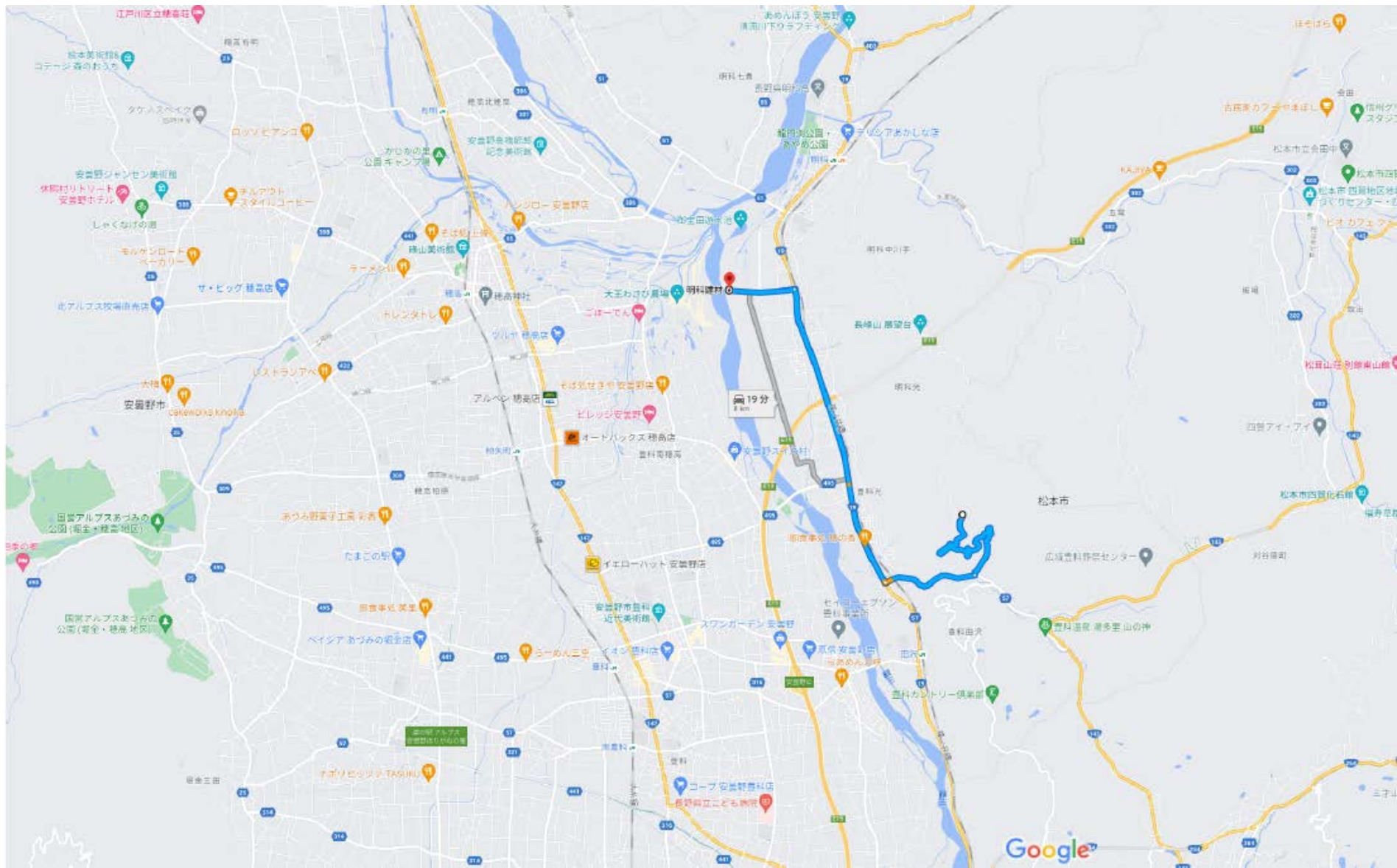
アスファルト 1m³当り

会社・処理施設名称	処理単価	m ³ 換算(2.35t)	搬出距離	運搬単価(1m ³ 当たり)	合計
勝野建材 株式会社	2,000円/t	4,700円	11.2Km	3,509円	8,209円
明科建材 株式会社	2,000円/t	4,700円	8.0Km	3,509円	8,209円
安曇野リサイクルセンター	2,000円/t	4,700円	13.6Km	4,703円	9,403円
共和興業 株式会社	2,000円/t	4,700円	13.9Km	4,703円	9,403円

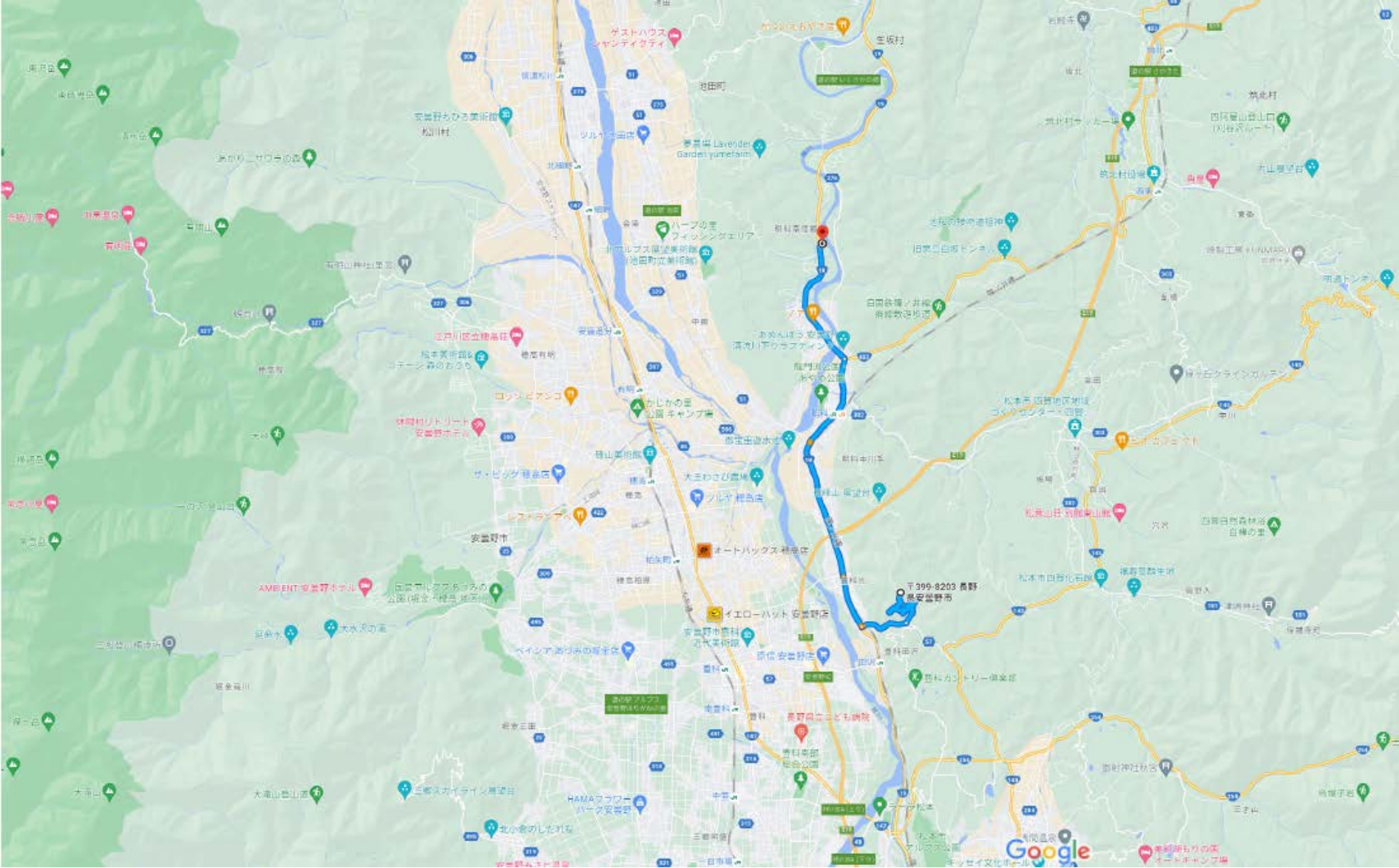
コンクリート・アスファルト廃材 運搬距離(勝野建材L=11.2km)



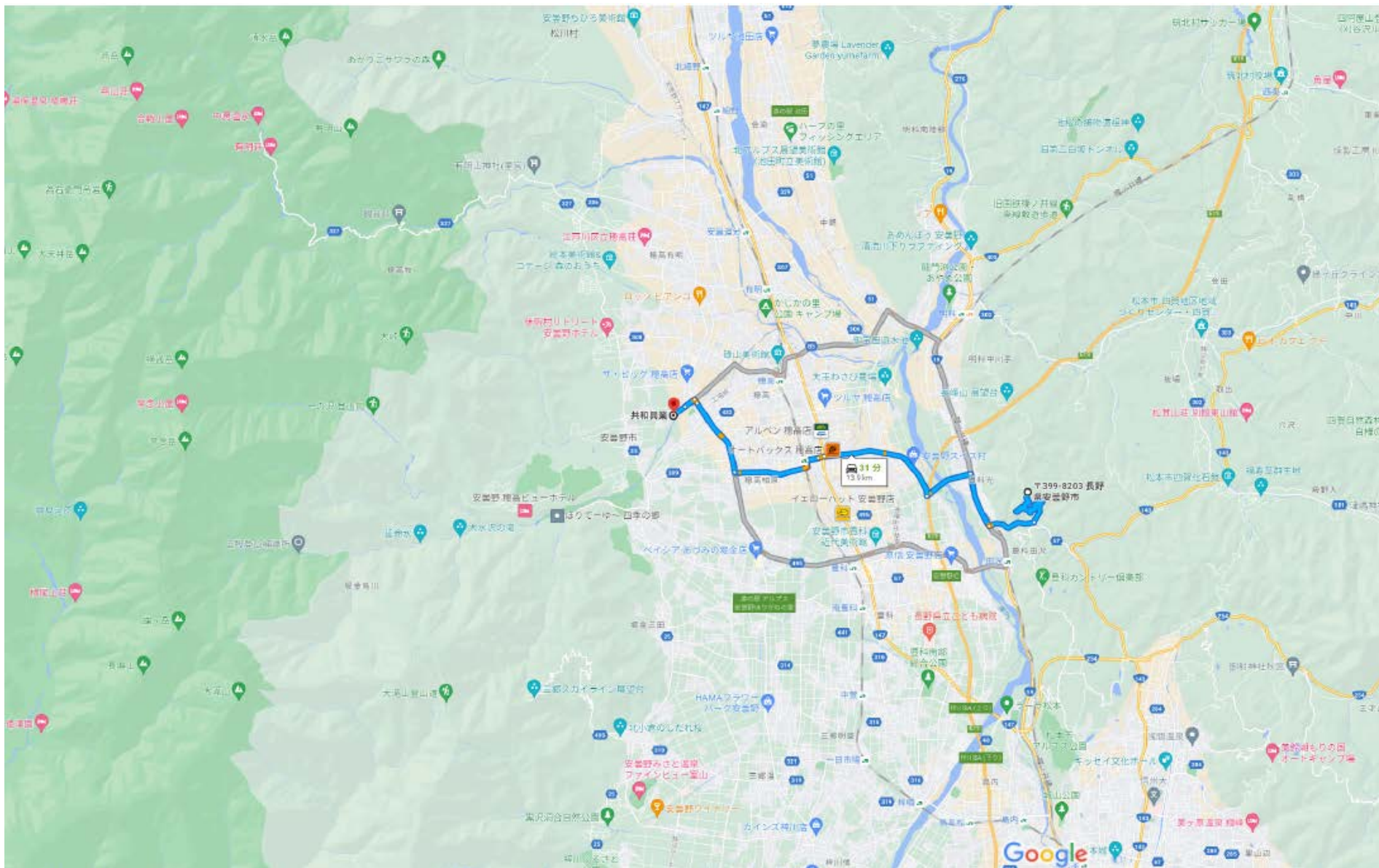
コンクリート・アスファルト廃材 運搬距離(明科建材L=8.0km)



コンクリート・アスファルト廃材 運搬距離(安曇野リサイクルセンターL=13.6km)

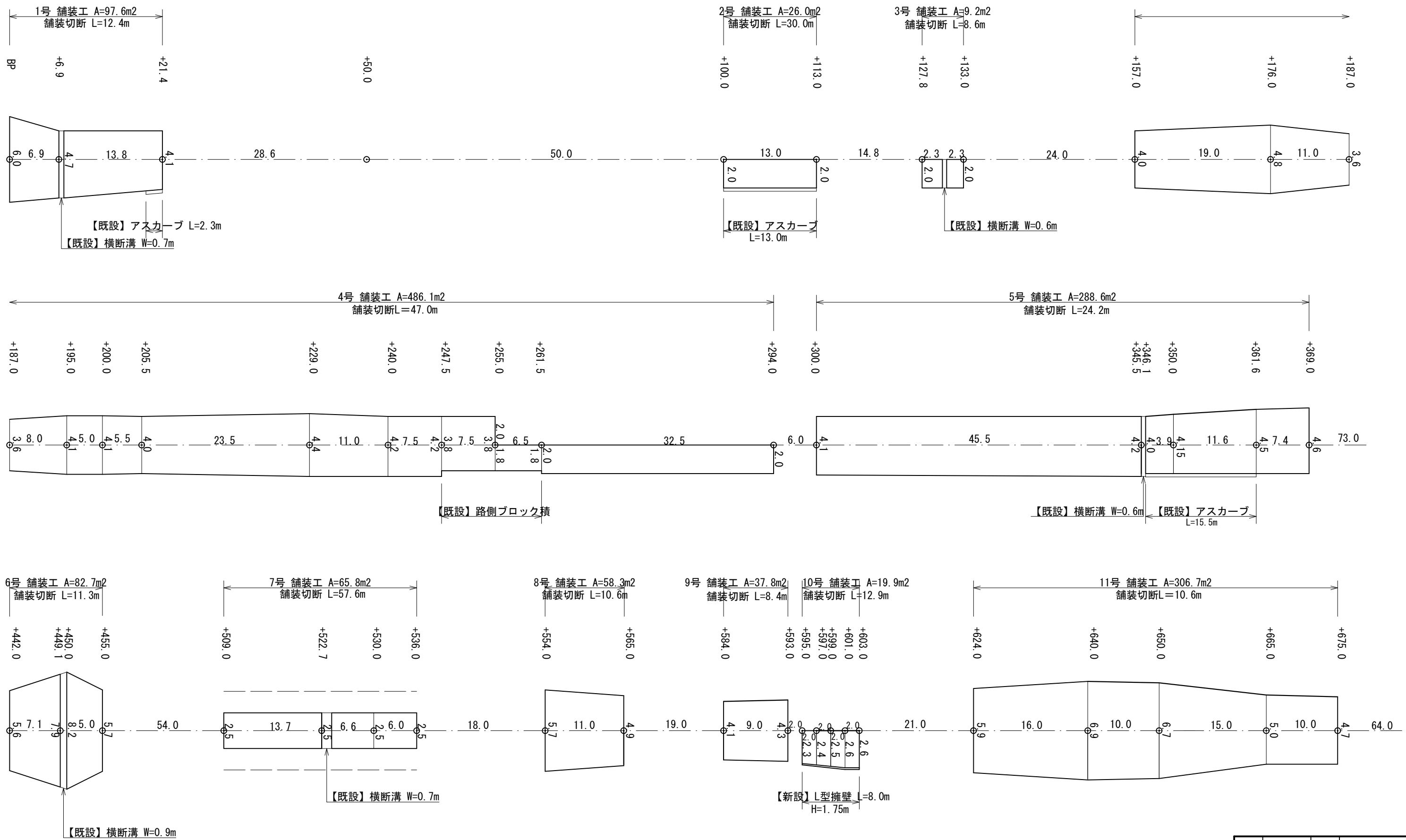


コンクリート・アスファルト廃材 運搬距離(共和興業L=13.9km)



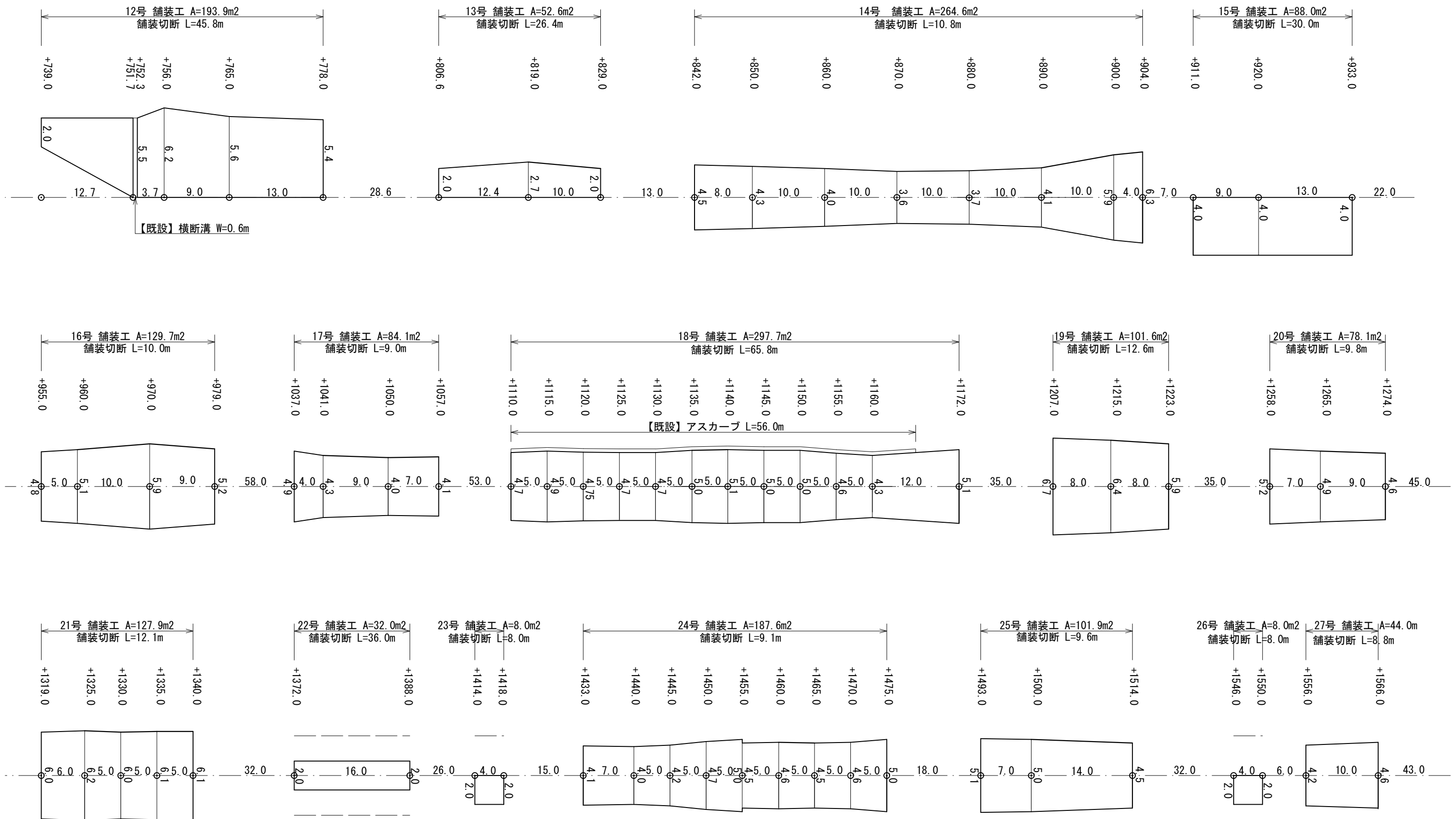
No.	会社・処理施設の名称			処理単価・受入時間帯			受入最大寸法 搬入車両の大きさ制限 受入不可期間 その他	主な再生材生産状況	備考
	本社の所在地		本社電話番号	標準受入時間帯	処理単価	時間外受入可否			
	処理施設の所在地		施設電話番号	品 目					
	処理方法・能力	定 休 日	AS切削廃材	時間外受付条件					
保管能力	許可番号	許可期限	AS掘削廃材						
1	明科建材 株式会社			処理単価・受入時間帯			50cm角		
	長野県安曇野市明科中川手2058		0263-62-3314	標準受入時間帯	8時00分～17時00分	可	無		
	長野県安曇野市明科中川手2058		0263-62-3314	品 目	処理単価	事前連絡必要	無		
	破碎 1296t/日	日曜日、第2・4土曜日、祝日	AS切削廃材	2,000 円/t					
	530m3	2024079051	令和10年 1月23日	AS掘削廃材	2,000 円/t				
2	勝野建材 株式会社			処理単価・受入時間帯			無		再生砕石(RC40)
	長野県安曇野市明科七貴5484		0263-62-2501	標準受入時間帯	8時00分～17時00分	可	無		
	長野県安曇野市明科七貴5484		0263-62-2501	品 目	処理単価	事前連絡必要	無		
	破碎 1120t/日	日曜日、第2・4土曜日	AS切削廃材	2,000 円/t					
	3933m3	2024001330	令和10年 1月22日	AS掘削廃材	2,000 円/t				
3	共和興業 株式会社			処理単価・受入時間帯			50cm角		再生砕石(RC40)
	長野県安曇野市穂高牧766-1		0263-83-4511	標準受入時間帯	8時00分～17時00分	可	無		
	長野県安曇野市穂高牧766-1		0263-83-4511	品 目	処理単価	事前連絡必要	無		
	破碎 640t/日	日曜日、第2・4土曜日、祝日	AS切削廃材	2,000 円/t					
	638m3	2024005158	令和 6年 5月19日	AS掘削廃材	2,000 円/t				
4	株式会社 信州タケエイ 安曇野リサイクルセンター			処理単価・受入時間帯			50cm角		再生砕石(RC40)
	長野県諏訪市上諏訪字舟渡川西1749		0266-58-0022	標準受入時間帯	8時00分～17時00分	可	無		
	長野県安曇野市明科南陸郷1949他		0263-62-3308	品 目	処理単価	事前連絡必要	無		
	破碎 400t/日	日曜日、第2・4土曜日、祝日	AS切削廃材	2,000 円/t					
	7426m3	2042006557	令和 5年 9月30日	AS掘削廃材	2,000 円/t				
5	塚原石産興業 株式会社 豊科工場			処理単価・受入時間帯			70cm角以下		再生砕石(RC40)
	長野県岡谷市南宮1-7-50		0266-23-5151	標準受入時間帯	8時00分～17時00分	不可	無		
	長野県安曇野市豊科光2187		0263-73-5151	品 目	処理単価		無		
	破碎 1200t/日	日曜日、第2・4土曜日、祝日	AS切削廃材	2,000 円/t					
	21293m3	2022058090	令和 6年 1月 5日	AS掘削廃材	3,000 円/t				

展開図(1)



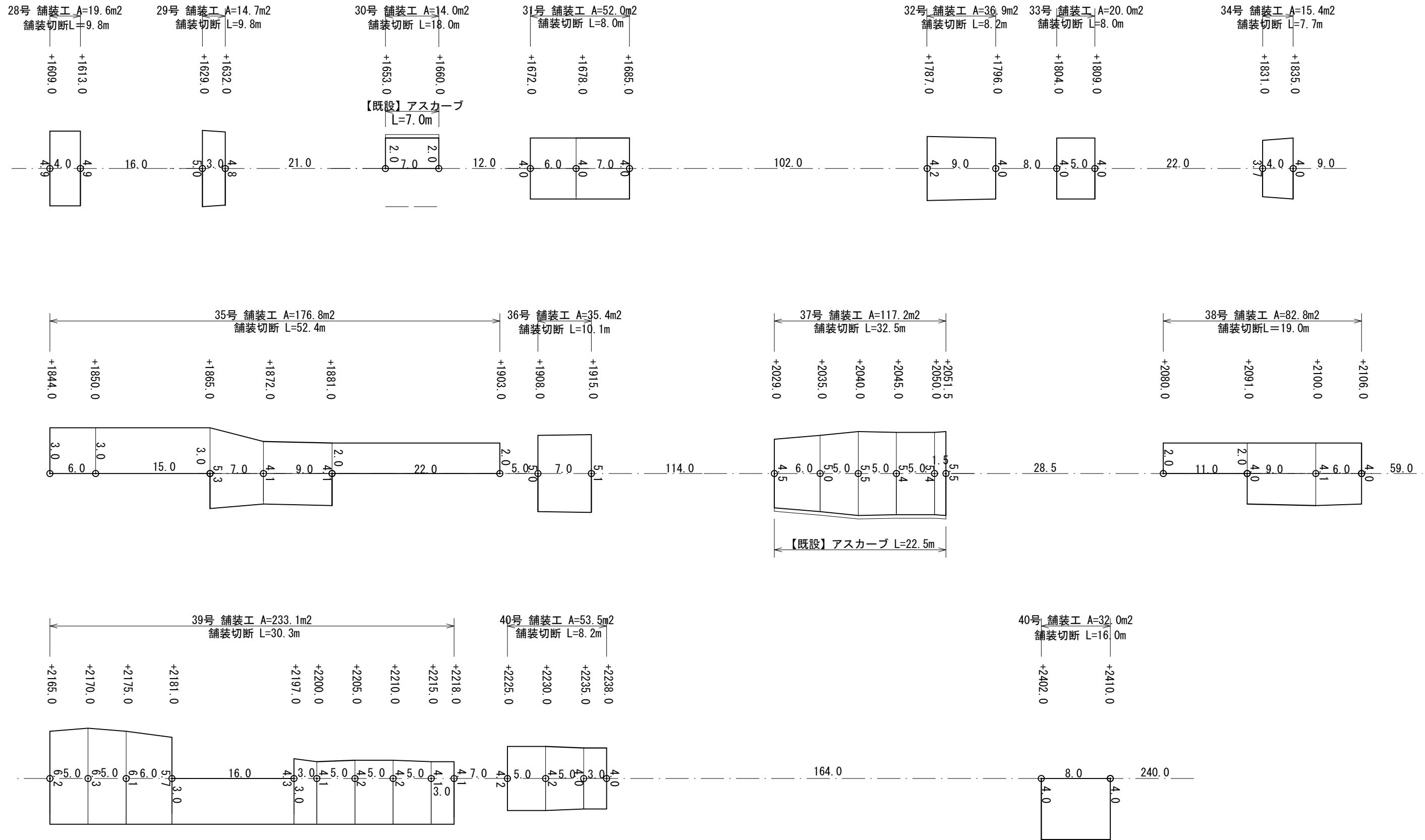
路線名	城山線	事業名	市単林道城山線舗装復旧工事
林道区分		級別区分	2種2級 設計速度 20km/h
年度	令和5年度	施行主体	安曇野市
名称	展開図	5葉中	1番
施行地	長野県 安曇野市 豊科田沢		
縮尺	L=1:500 H=1:250	審査者	設計者

展開図 (2)



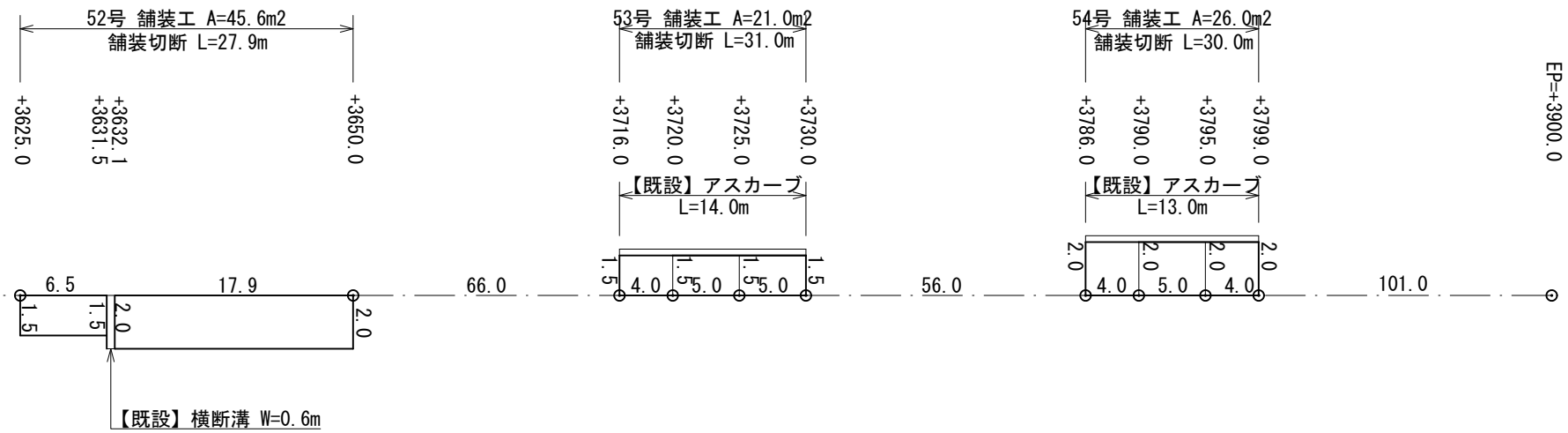
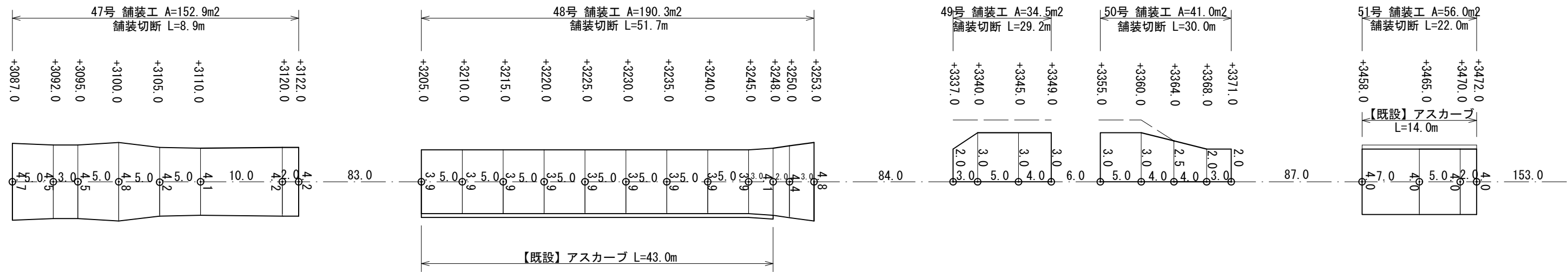
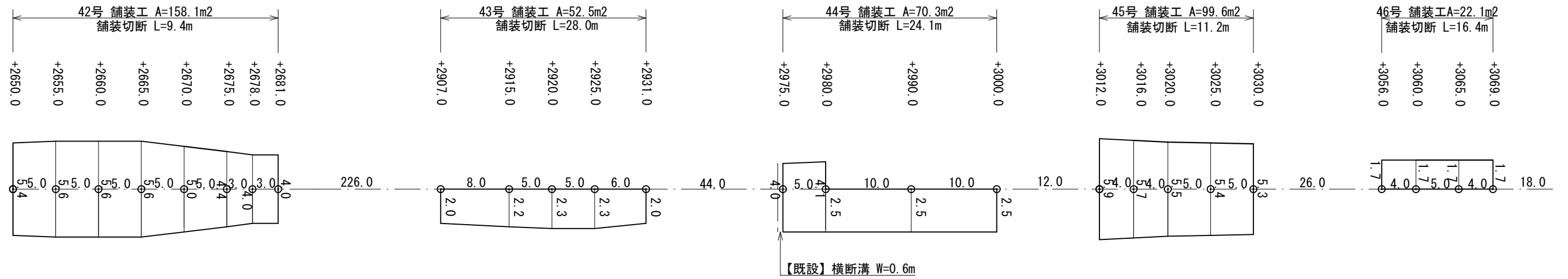
路線名	城山線	事業名	市単林道城山線舗装復旧工事
林道区分		級別区分	2種2級 設計速度 20km/h
年度	令和5年度	施行主体	安曇野市
名称	展開図	5葉中	2番
施行地	長野県 安曇野市 豊科田沢		
縮尺	L=1:500 H=1:250	審査者	設計者

展開図(3)



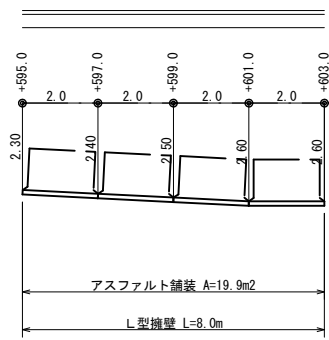
路線名	城山線	事業名	市単林道城山線舗装復旧工事
林道区分	幹線	級別区分	2種2級 設計速度 20km/h
年度	令和5年度	施行主体	安曇野市
名称	展開図	5葉中	3番
施行地	長野県 安曇野市 豊科田沢		
縮尺	L=1:500 H=1:250	審査者	設計者

展開図(4)

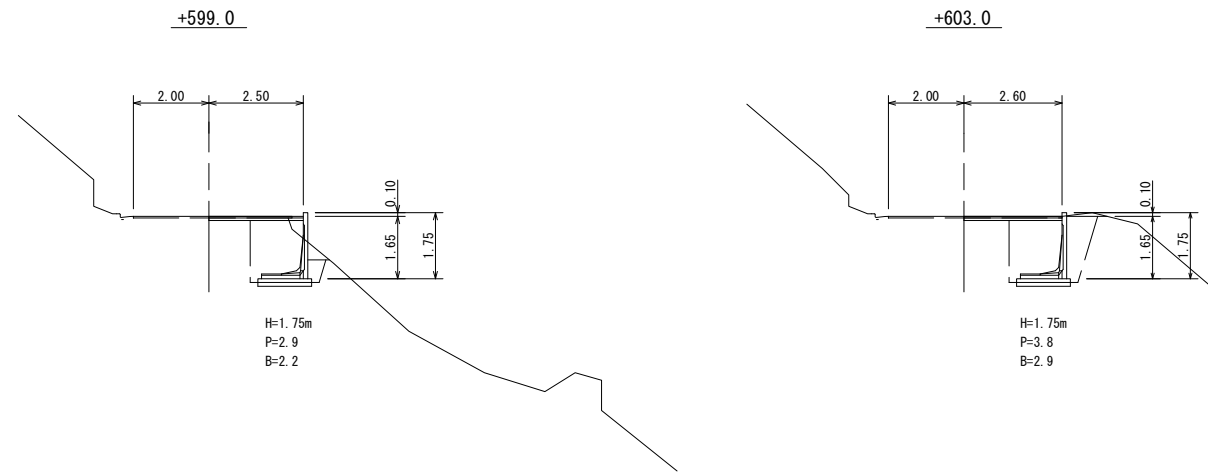


路線名	城山線	事業名	市単林道城山線舗装復旧工事
林道区分	幹線	級別区分	2種2級 設計速度 20km/h
年度	令和5年度	施行主体	安曇野市
名称	展開図	5葉中	4番
施行地	長野県 安曇野市 豊科田沢		
縮尺	L=1:500 H=1:250	審査者	設計者

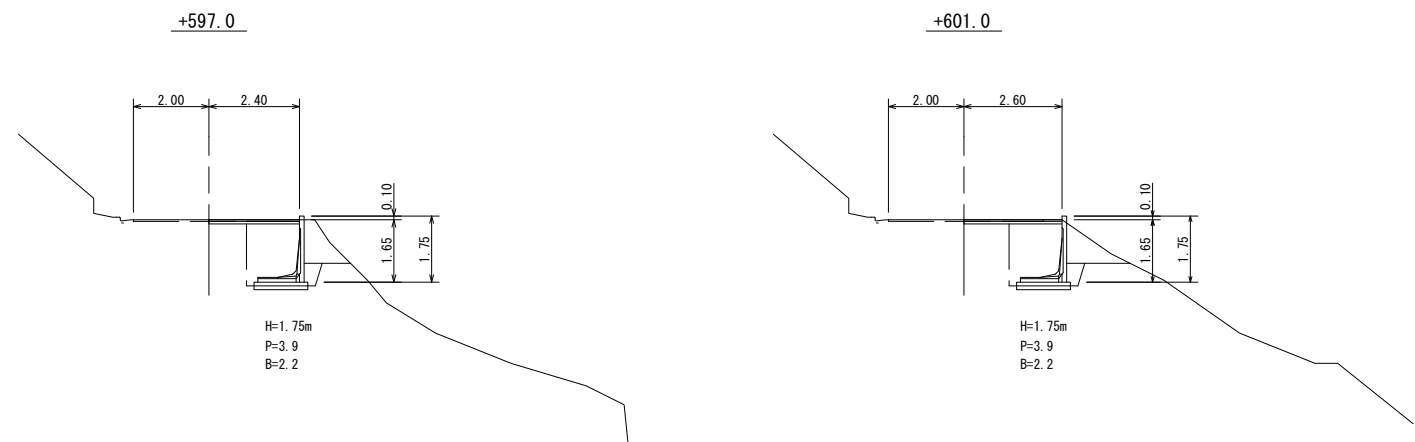
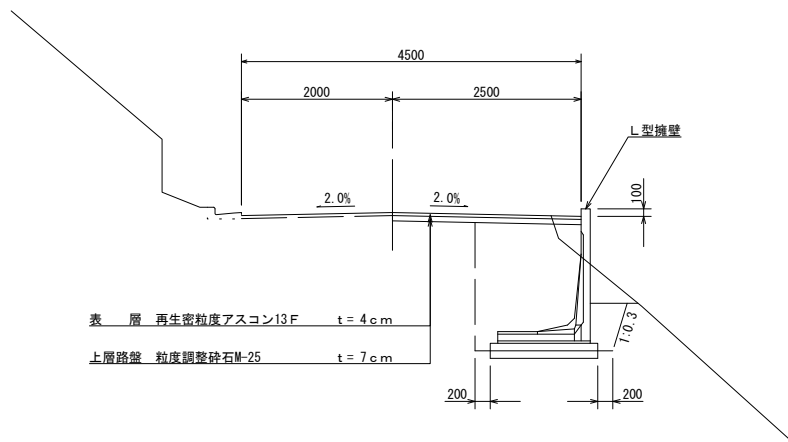
平面図 S=1:100



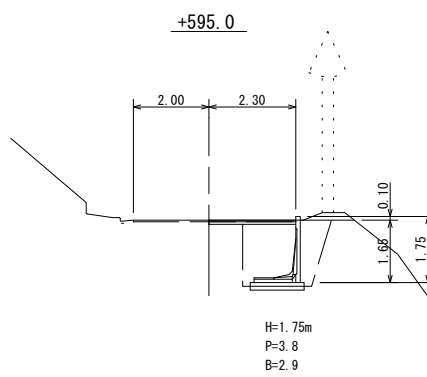
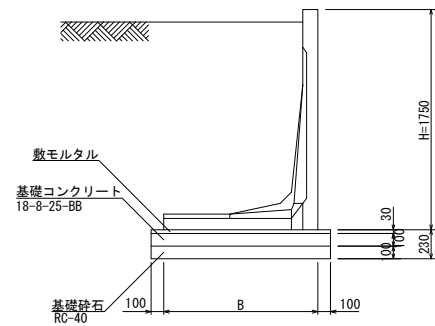
横断面図 S=1:100



標準断面図 S=1:50



L型擁壁工 S=1:30



路線名	城山線	事業名	市単林道城山線舗装復旧工事		
林道区分		級別区分	2種2級	設計速度	20km/h
年度	令和5年度	施行主体	安曇野市		
名称	平面・横断・構造図		5葉中	5番	
施行地	長野県 安曇野市 豊科田沢				
縮尺	図示	審査者		設計者	